

平成24年2月23日

担当課	県庁舎建設課
内 線	3161
直 通	894-3161
担当者	永松、大場

長崎県庁舎（行政棟・議会棟ほか）建設工事の設計業務
プロポーザルの技術提案書の提出者数の変更等について

去る1月20日（金）付けで本プロポーザル審査委員会における1次審査の結果について、技術提案書の提出者4者（各者ともJVであり構成員数は3）が選定されたことをお知らせしましたが、下記理由により技術提案書の提出者が4者から3者となりましたのでお知らせいたします。

記

1. 技術提案書の提出者数変更の理由

選定された4者のうち1者の構成員の1社が本プロポーザル公告2（2）の要件（別紙参照）を満たさなくなり、プロポーザルの参加資格を喪失したため。

2. その他

審査の公平性を確保するため技術提案書を提出する具体的な企業名は最終決定まで、公表しないこととしておりますので、申し添えます。

※3月18日（日）13時～17時に予定する公開プレゼンテーションは、提出者数の変更に伴い、終了時間が早まり16時頃となる予定です。

長崎県庁舎(行政棟・議会棟ほか)建設工事の設計業務 プロポーザル公告(抜粋)

2 参加資格

参加表明書を提出できる者は、次に掲げるすべての要件に該当する設計共同企業体(以下「設計JV」という。)とする。

(1) 設計JVに関する要件 [略]

(2) すべての構成員に関する要件

- ① 昭和 53 年 12 月 8 日長崎県告示第 975 号(工事並びに工事に関する調査、設計及び測量業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格等)に基づく入札参加資格のうち、建築関係建設コンサルタント業務の建築一般に係るものを有する者であること。入札参加資格を有しない者で、プロポーザル参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を提出し、参加表明書の提出期限までに競争参加資格の確認を受けなければならない。
- ② 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- ③ 参加表明書の提出期限の日から見積執行日までの間において、長崎県知事から指名停止又は指名除外の措置を受け、又は受けることが明らかである者でないこと。
- ④ 参加表明書の提出期限の日以前 6 か月から見積執行日までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- ⑤ 見積執行日までにおいて、会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 475 条又は第 644 条の規定に基づく清算の開始、破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。)でないこと。

(3) 代表構成員に関する要件 [略]